

○周防大島町お試し暮らし住宅事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、周防大島町（以下「町」という。）に移住を希望する者が、一定期間町での生活体験ができるお試し暮らし住宅を利用できるようにすることで、移住希望者の流入を促進し、町の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 町外に住所を有し、町への移住を希望している者をいう。
- (2) 住宅 日常生活を営むための家具、電化製品等を備え、手軽に町での生活を体験できるよう町が移住希望者に貸し付け、お試し暮らしができる住宅及びその附帯施設をいう。

(借用資格)

第3条 住宅を借用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住希望者
- (2) 住宅敷地内の維持管理を適切に実施できる者

(借用申請)

第4条 住宅の借用を希望する移住希望者（以下「申請者」という。）は、「周防大島町お試し暮らし住宅借用申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）に現住所の住民票の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

(貸付許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、「周防大島町お試し暮らし住宅貸付許可書」（様式第2号。以下「許可書」という。）を申請者に交付する。

(契約)

第6条 許可書の交付を受けた申請者（以下「借受人」という。）は、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する契約を、「周防大島町お試し暮らし住宅定期賃貸契約書」（様式第3号。以下「契約書」という。）により締結し、住宅を借用するものとする。

(借用期間)

第7条 住宅の借用期間は2週間から4週間とし、前条に規定する契約書において定める。

- 2 希望する借用期間契約期間満了日が、周防大島町の休日に関する条例（平成16年周防大島町条例第2号）による休日の場合は、翌開庁日を契約期間満了日とする。

(住宅借用料)

第8条 住宅の借用料は、次表のとおりとする。

期 間	金 額（光熱水費を含む）	備 考
2週間	20,000円	日割はしないものとする。
3週間	30,000円	
4週間	40,000円	

- 2 借受人は、前項の借用料を前納しなければならない。
- 3 第1項の借用料は、住宅借上料（光熱水費を含む）とし、その他生活に必要な経費については、借受人の負担とする。
- 4 第2項により納めた借用料は、期間満了日前に退去してもこれを還付しない。
- 5 前条第2項に該当する期間は、借用期間としてみなさず借用料を算定する。

（借受人の遵守事項）

第9条 借受人は、前条第1項による借用料を納めた後に、住宅の鍵を受取り、借用するものとする。この場合、借受人は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱いに注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること及び備付けの備品を適切に取扱うこと。
- (3) 借受人は、施設の清掃を適宜行い、施設を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い仕分けをすること。
- (5) 借受人は、住宅の借用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町に返却すること。
- (6) その他、町長が必要と認める事項。

（制限される行為）

第10条 借受人は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 住宅の増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は住宅の敷地内における工作物の設置。
- (2) 物品の販売、寄附の要請、その他これに類する行為を行うこと。
- (3) 転勤などの職務上の異動において住宅を利用すること。
- (4) 申請書に届け出ていない者に利用させること。
- (5) 興業、展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (6) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (8) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 施設の全部又は一部を転貸又は権利を譲渡すること。
- (10) 住宅内及び住宅の敷地内での動物の飼育。ただし、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)による盲導犬、介助犬又は聴導犬を伴うことを除く。
- (11) 暴力団構成員、同準構成員又は反社会的集団の構成員等が施設を利用すること。
- (12) その他施設の借用にふさわしくない行為をすること。

（貸付の許可の取り消し）

第11条 町長は、借受人に第9条及び前条の規定に違反する行為があったと認めたときは、第5条の規定にかかわらず貸付許可を取り消すことができる。この場合、町長は、借受人に対して速やかに「周防大島町お試し暮らし住宅貸付取消書」（様式第4号）により通知するものとする。

- 2 前項の規定に基づき貸付許可を取り消したときは、第8条第2項により納めた借用料は、これを還付しない。

(明渡し)

第12条 借受人は、借用期間が満了する日までに又は前条の規定に基づき貸付許可が取り消された場合にあつては直ちに、住宅を明渡ししなければならない。この場合において借受人は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状に回復しなければならない。

2 借受人は、前項の規定に基づき明渡しをするときには、明渡し日を事前に町長に通知しなければならない。

3 町長は、第1項の規定に基づき借受人が行う原状回復の内容及び方法について、借受人と協議するものとする。

(立入り)

第13条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全、その他の住宅の管理上特に必要があるときは、借受人の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

(損害賠償)

第14条 借受人は、故意又は過失により住宅及び設備を破壊、汚損及び滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(事故免責)

第15条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町長はその責任を負わないものとする。

(疑義の解決)

第16条 この告示に定めのない事項については、関係人相互で協議の上、決定するものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。